



都市農地を守り豊かさと潤いを 実感できる都市環境を次世代へ！

～都市農地保全推進自治体協議会が国に要望書を提出～

6日、「都市農地保全推進自治体協議会」の前川耀男会長(まえかわあきお:練馬区長)と大坪冬彦副会長(おおつぼふゆひこ:日野市長)が農林水産省の小泉昭男副大臣を訪問し、都市農地の重要性を訴えるとともに、都市農地の減少を抑え、農を実感できる都市環境をできる限り次世代へ残すことができるよう、制度の見直し等を要望した。

都市農地は、農産物の供給に加え、都市の環境保全、防災、食育など多面的な機能を持ち、都市住民にとってかけがえのない存在である。一方、農地面積は、都内だけでもこの10年間で約1,060ha(東京ドーム約226個分)減少しており、その保全が強く求められている。

今回、農林水産省に対して、本年4月に施行された都市農業振興基本法に基づく基本計画の策定や同法の趣旨に沿った農地に関わる税制の見直しが、早期になされるよう取り組むことを要望した。

同協議会は、都市農地(市街化区域内農地)を持つ東京都内の38区市町で構成され、都市農地保全を目指し、自治体が連携して取組を進めている(平成20年10月28日設立)。



【農林水産省小泉副大臣へ要望書を手渡す前川会長(中央)】

【都市農地の現状】

都市(特に市街化区域内の)農地は、都市に暮らす多くの消費者に対して、生産者の顔が見えて安心できる新鮮な農産物を供給するとともに、野菜作りや果実の摘み取りを体験する場や、食育を推進する場となっている。また、緑地として都市のヒートアイランド現象を緩和し、都市型水害や火災延焼による被害を軽減する場ともなっている。このように、農業・農地が持つ多面的機能は、都市において大きな役割があるにもかかわらず、都市の農地は高い地価による高額な相続税の負担等により減少が続いており、極めて憂慮すべき状況となっている。

【国への要望内容等】

裏面のとおり

【国の対応および反応】

農林水産省の小泉副大臣は、本協議会の要望に理解を示し、「都市農業振興基本法に基づく計画の策定に当たっては、既に国土交通省と協議・検討を行っている。都市農地の保全を推進していくため、国土交通省と連携し財務省に働きかけを行い、要望内容の実現に向け取り組んでいく。」と話した。

【問合せ】都市農地保全推進自治体協議会事務局

練馬区 産業経済部 都市農業課 農業振興係 電話 03-5984-1403

都市農地保全を推進するための要望

都市における農業の振興は、都市生活のあり方をより豊かにするものであり、これからの快適な都市生活に必要なものです。

本年4月に都市農業振興基本法が成立し、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が、法的に位置付けられました。

私たち、人口980万人超を有する都市農地保全推進自治体協議会は、都市農地の減少を食い止め、豊かさや潤いを実感できる都市環境を次世代に残すため、同法の趣旨に沿った、農地に関わる税制の見直しや農業振興に係る具体的な取組の推進が早期になされることを、下記のとおり要望いたします。是非これらの実現に向け取り組まれるよう、お願い申し上げます。

記

【都市農業振興基本計画の策定】

- 1 都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を速やかに策定すること。
- 2 この基本計画の中において、より具体的かつ中身のある都市農業振興施策を明確に位置付けること。

【生産緑地指定の推進】

- 3 現在500㎡以上としている生産緑地地区の面積要件について、基礎自治体が自ら設定できるよう法制度を見直すこと。
- 4 小面積の農地をまとめて一団で指定された生産緑地の一部が相続等により指定解除され、残された生産緑地が下限面積を下回った場合について、道連れ削除を行わないよう法制度を見直すこと。
- 5 相続税納税猶予制度を適用している農地について貸借を認めた場合には、生産緑地を貸し出したまま死亡しても買取り申出ができるようにすること。

【相続に関する規制】

- 6 市街化区域内農地の貸借を可能とし、親族に限らない他の農家の就農を可能とするとともに、当該農地を相続税納税猶予制度の対象とするよう措置を講じること。
- 7 防災井戸や備蓄倉庫などの防災施設、直売所や農機具倉庫などの農業用施設および屋敷林等の用地に相続税納税猶予制度の適用を拡大すること。

【財政支援】

- 8 基礎自治体が、農地を買い取る場合に財政支援策を講じること。
- 9 農業経営を開始したい就農希望者や農地を拡大したい農業者への農地確保に対する支援策を講じること。

【関係省庁の連携】

- 10 市街化区域内農地が適切に保全されるためには、都市農業の振興に関する施策と都市計画制度や税制の見直しを一体的・総合的に進めることが必要である。これらの検討・見直しに当たっては貴省と国土交通省および財務省が一層連携を強化して取り組むこと。